

激甚災害により被災された受験生の皆様へ
(2026 年度入試について)

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

帝塚山大学では、災害で被災された受験生への経済的支援として、以下の特別措置を適用することを決定しました。

＜受験生の皆様へ＞

内閣府指定の激甚災害により、災害救助法適用地域で被災された世帯につきましては、被災状況により入学金全額と 2026 年度前期授業料・前期教育充実費の全額を免除いたします。

特別措置を希望される場合は、本学総務課 入学手続係 (0742-48-9122) までお問い合わせください。

学長 奥村 由美子

※対象の激甚災害については内閣府 HP をご確認ください。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html>